



JRTU JR連合	ジェイアール・ イーストユニオン情報紙
第149号	
令和2年 3月 13日 発行	
jrtu-eu	検索

20春闘7年連続のベア獲得 平均684円「妥結」！

3月13日、2020春季生活闘争の申入れ 申5号「賃金引き上げに関する申入れ」第3回団体交渉を開催し、会社側から2020年度の新賃金について、「定期昇給の実施」と、「所定昇給額の10分の1さらに、主務職・T等級以上に200円又は100円を加算」（平均684円）との内容の回答が提示された。私たちはこの間の交渉を通じ、賃金改善を基本とするグループ会社一体となった労働条件の改善が今こそ必要であるとし、あわせて「変革2027」実現のためにも働く者のモチベーションの維持・向上を図る上でも、7年連続のベアの決断を強く訴えてきた。

内容については持ち帰り、持ち回り三役会議で協議し、この間、わが国はおろか、諸外国の経済にまで悪影響を及ぼしている新型コロナウイルス発生に伴う先行き不透明感、さらに災害からの復興の問題などを勘案した結果、7年連続の賃金改善は評価できると捉えるとともに、さらなる労使の努力により「変革」を実現に向けることを共通認識とするための団体交渉ができたものと確認し、同日、「妥結」した。

「主な妥結内容」

1 令和2年4月1日現在、満55歳未満の社員

- (1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする。
- (2) 基本給改定を実施し、社員の基本給に対し所定昇給額の10分の1の額並びに、主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円を、主務職及びT等級には100円を加える。※初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う。

2 令和2年4月1日現在、満55歳以上の社員

基本給改定を実施し、令和2年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により、前項に準じて計算した額に賃金規定附則第3項を適用した額を加える。

※ 第1項及び第2項による定期昇給後の基本給改定に伴う平均改善額は、684円となる。
(第1項の(2)、2項ともに計算上の額を10の位で四捨五入)

3 前項の精算については6月25日（木）以降、準備でき次第とする。

※ エルダー社員及び、グリーンスタッフの基本賃金に400円を加える。

※ 育児・介護支援、自己啓発支援、健康増進に関するカフェテリアプランの補助を拡充する。

労使で積み重ねた努力と言える「ベア」を、未来へつなぐ礎として邁進していこう！